

《更新講習》（下水道排水設備工事責任技術者）のよくある質問

Q1. 更新年度ですが、更新案内通知が届きません。

A1. 住所の異動届を提出していないことが考えられます。この5年の間に引越し等されていませんか？

至急、技術センターにご連絡ください。更新案内を再郵送いたします。

また、住所や氏名が変わった際は、変更手続きを行う必要があります。詳しくはセンターのホームページをご覧ください。

ホームページ <https://www.tochigictc.or.jp/sewer-07>

Q2. 手数料の振り込みは、振込用紙に足利銀行とあるが他銀行で振り込むことはできますか。

A2. 振り込むことはできます。

他行から振り込むより、足利銀行からの振り込みを行う方が振込手数料は安く済みます。

但し、ゆうちょ銀行からの振込は、口座からのみ可能です。

Q3. 手数料をネットバンクやATMで振り込むことはできますか。

A3. できます。その場合は、入金を証明する書類を添付してください。

① ネットバンクの場合

振込口座・金額・振込指定日等が確認できる「振込完了、取引履歴の画面等」を印刷したもの。

② ATMの場合

ご利用明細票のコピー。

会社からの振込の場合、申請者の氏名・登録番号を記入してください。

Q4. 講習会の申し込みは電子申請でなければいけないのか。

A4. 電子申請での申込みが難しい場合は、当センターまでご連絡ください。申込書（紙）での方法をご案内いたします。

問い合わせ先（宛先）： 〒321-0974 栃木県宇都宮市竹林町 1030-2 別館 1階

（公財）とちぎ建設技術センター 企画調査部 企画研修課

TEL 028-626-3187

Q5. 現在、仕事をしていません。申込兼登録申請書の勤務先欄はどうしたらいいのですか。

A5. 現在の勤務先を記入していただいているので、空欄で結構です。

- Q6. 更新の案内書が届きましたが、当人は死亡しています。どのような手続き等が必要ですか。
- A6. 当センターホームページの「下水道排水設備責任技術者」のサイトの中の「排水設備責任技術者の更新登録」にある「更新辞退届」の提出をお願いします。
技術者証は、破棄して下さって結構です。
- Q7. 更新の案内書が届きましたが、資格が必要なくなったので更新をしません。その場合も申込兼登録申請書は提出しなければいけないのですか。
- A7. 資格の抹消手続きを行いますので、当センターホームページの「下水道排水設備責任技術者」のサイトの中の「排水設備責任技術者の更新登録」にある「更新辞退届」の提出をお願いします。
- Q8. 申込兼登録申請の写真はカラーでないといけないのですか。
- A8. 写真は技術者証にも使用しますので、申込兼登録申請書に書いてあるとおり、提出日前3か月以内に撮影したカラー写真を提出してください。白黒写真を提出された場合、撮り直して提出していただきます。
- Q9. 申込兼登録申請書に貼る写真はスマートフォンなど、自分で撮ったものでも大丈夫ですか。
- A9. 大丈夫です。ただし、背景や本人以外の顔が写らないようにしてください。
不鮮明な写真を提出された場合、撮り直して提出していただきます。
- Q10. 申込兼登録申請書に貼る写真のサイズ（縦4.5cm×横3.5cm）が、証明写真にないがどうすればよいのか。
- A10. 多少大きめの写真でもかまいませんので、縦4.5cm×横3.5cm（パスポートサイズ）に近いサイズを選択してください。
なお、申込兼登録申請書に写真を貼る際は、無理に写真を切らずにそのまま貼り付けてください。
- Q11. 自宅住所が変更になったが、昔の住所で更新講習の申し込みをするのですか。
- A11. 新住所の住民票を添付して、新住所で申し込みください。
また、氏名や住所が変わった場合、住民票を添付してください

Q12. 更新講習を申し込んだが技術者証はいつ交付されるのか。

A12. 更新講習終了後に「更新講習及び更新申請のご案内」のハガキと引き換えに交付します。

Q13. 申し込みを忘れて申し込み期限を過ぎてしまったが、どうすればいいのか。

A13. 申込期限内に申請を行わなかった場合、更新できませんので資格が失効します。

当該年度が正規の更新対象だった場合は、次年度復活対象者となりますので、忘れずに受講すれば資格が復活します。

前年度が正規の更新対象者で、今年度復活対象者としても更新申請をしなかった場合は、完全に失効となりますので、資格を取得するためには試験を受けるしか方法はございません。

Q14. 更新講習会に持っていくものはありますか。

A14. 「更新講習及び更新申請のご案内」のハガキと筆記用具をお持ちください。テキストは、当日受付でお渡しします。

Q15. 受講票が届かないのですが、いつ届くのでしょうか。

A15. 第1回の講習日の2週間前には送付いたします。

Q16. 更新講習会の日は、都合が悪くて受講できません。どうにかならないですか。

A16. 受講日の変更は可能ですので、下記連絡先までご連絡ください。

連絡先：（公財）とちぎ建設技術センター 企画調査部 企画研修課

TEL 028-626-3187

Q17. 受講申込みをしたが都合が悪くなり講習会を欠席し、今年の講習会は終わってしまいました。何か救済措置はないのですか。

A17. 受講できなかった理由により、特例として1年間の有効期間の延長が適用される場合があります。

特例扱いとなる事由は、病気・事故・冠婚葬祭等となり、それを証明する書類（入院証明書、医師の診断書、事故証明等）と欠席した理由を書いた書類が必要となります。

特例に該当するかは、下記連絡先までお問い合わせください。

ただし特例者として認められた場合でも、更新講習及び更新登録手数料は返還いたしません。

連絡先：（公財）とちぎ建設技術センター 企画調査部 企画研修課

TEL 028-626-3187